

フェミニズムにおける政治と政治学教育の緊張関係

Critical Tensions between Politics in Feminism and Political Science Education

岡野 八代*

要旨

本稿では、政治学教育において定着しつつあるフェミニズム理論が、逆に定着することによって、既存の政治学の特徴である公私二元論へと取り込まれてしまっているのではないかという問題提起を行なう。そのうえで、フェミニズム理論が政治学になんらかの貢献をなすには、どのような批判的視座が必要となるのかについて、ケアの倫理による公私二元論批判を経由して、ジョアン・トロントの民主主義論を例示しながら検討する。

キーワード：フェミニズム、政治、政治学教育、公私二元論、ジョアン・トロント

はじめに——問題意識

2010年代、安倍長期政権の時代に入ると、原発再稼働、憲法改正、安保法制、沖縄基地移設、そして官僚によるセクシュアル・ハラスメント、性暴力不当判決や医学部入試における女子学生差別などをめぐって、市民によるデモ・反対運動が全国各地で定期的・持続的に行なわれるようになった。他方で、そうした市民たちの運動に対しては、正統な民主主義的活動・市民による政治活動とはみなされず、むしろ侮蔑的、あるいは党派的な運動として忌避され、その訴えが「一般の市民」に伝わっているとは言いがたい状況にある。こうした市民の意識レヴェルでの一見した「乖離」は、しかし、近年の特徴というよりむしろ、戦後、あるいは、60年安保闘争以降、政治教育、あるいは大学における政治学教育のあり方に、なんら起因しているのではないだろうか。

現在、学際的な大学院大学にて勤める筆者は、学部^{ゾーン・ポリティコン}の4年間、一度も政治学系科目を履修していない多くの学生に触れてきた。そうした彼女たち、かれらと、フェミニズム理論^{レッセ・フェール}を学ぶなかで、自分たち自身が政治的な存在であること、自由とは決して一義的に自由放任を意味しないこと、権力とは単に外在的な力を意味するだけでなく、わたしたちに内在的に働きかけてもいること、「わたし」という存在がそもそも、権力によって編まれてもいることなど、具体的な事例を交えて考えてきた。以上の議論は、また、「政治とはなにか」あるいは「民主主義とはなにか」といった問題を語りあう契機ともなっている。

以上の問題関心と経験を背景にし、本稿ではつぎのように論じていく。

まず、近年公刊された政治学に関する教科書を概観しながら、政治学教育において、「政治と

* OKANO, Yayo [同志社大学]

はなにか」がもっとも核心的な問いであり続けていることを確認し、そうした観点からいかに政治学のなかでフェミニズム理論が位置づけられているのか、その特徴をみる。第二に、日本における教科書にみられるように、政治学のなかの一分野としてようやく確立された感のあるジェンダー、フェミニズム理論が、政治学に「取り込まれる」ことで、一方でジェンダー、フェミニズム理論に対する理解が深まると同時に、その批判力を減退させているのではないかと問うてみたい。筆者の理解では、フェミニズム理論が政治学に貢献しうるとすれば、政治学における核心的な問い、すなわち「政治とはなにか」に対して、つねに批判的な視線を失わない点にあると考えているからである。すなわち、政治学における一領域・一視座として確立されることは歓迎しつつもなお、既存の政治学との緊張関係を失わないことで、わたしたち人間が営む政治をつねに刷新していくという民主的行為を、フェミニズム理論は推進していくと信じているからである。

第三に、フェミニズム理論の重要な論点の一つである公私二元論に対する批判を、ケアの政治理論へとつなげるために新たな民主主義論を提案しているジョアン・トロントの議論を概観しながら、フェミニズム理論に内在する既存の政治学との緊張関係に、フェミニズム政治理論の可能性をみる視点の重要性に触れてみたい。

1. 政治学教育における公私二元論

筆者は、政経学部を卒業、政治学研究科で博士号を取得したが、なお日本の多くの大学では、政治学部・政治学研究科がほとんど存在しないことは何を意味しているのか。20年ほど前に、加茂利男は、以下のように考察している。「政治学は制度的には他の独立した学問分野（法律学や経済学、社会学、心理学）と結び付いて、あるいはいわゆる学際的な学問（国際関係学や政策科学）の一部として成り立っているわけである。/ このことは、政治学を勉強する学生にとっては、いろいろな学部や大学院でいろいろな学問分野と結び付けて政治学を勉強できることを意味し、それなりの長所でもある。それだけ政治学は「生息域」の広い学問だともいえる。だが反面、正面から「政治学」の看板を掲げた学部がないので、初めからまっしぐらに政治学を学ぶ学生は出てきにくく、「法学から横道にそれて政治学へ」というような専攻パターンになりやすい。これは、政治学にとっては、いささか損な位置づけともいえる」[加茂 1998: 10]。

以上の加茂の考察は、法学部における政治学専攻で10年勤めた筆者の経験にも訴えるものがある。法学部所属の学生からは——自戒を込めて記しておくが——、政治学は難しい、ともすれば、教員がなにを問題にしているのかも理解しづらいといった苦情を幾度となく聞いた。公務員志望で政治学を専攻したものの、公務員試験ではむしろ法律学を勉強したほうが有利であるとか、政治家になりたいわけでもないのに、なぜ政治学を学ぶのか、なにが楽しくて政治学なのか、といった具合である。

そうした学生たちの声を想起しながら、近年の政治学に関する教科書を読めば——いや、社会学・心理学でも、そもそもその学問対象の説明をするのが当然だといえばそうなのだが——、ほとんどの教科書は、「政治とはなにか」という問いではじまり、政治学が固有にあつかう概念装置——権力、自由、正統性などの——の説明や [ex. 荻部・宇野・中本 2011]、日常生活において耳にする「政治」との違い、あるいは「政治」をめぐる政治学上のアプローチの両義性——現実主義 vs. 理想主義——などをめぐって [新川・大西・大矢根・田村 2017]、政治学の全体像、あるいは政治現象の包括的な姿を把握する前段として、政治学が扱う領域設定がなされる。たと

えば、その典型例はつぎのような説明だといってよいだろう。

「政治学が対象とする政治とは、とりあえずは公的領域で発生する現象（制度や行動）と考えてよい。公と私の境界は現実には曖昧であり、また私的領域の現象が公的領域をもつ場合もあり、両者を峻別することはおおよそ不可能である。しかし、政治を公的領域にかかわる現象として限定的にとらえる（裏を返せば、私生活を非政治的領域としてとらえる）ことから、近代的な意味での政治は始まる」[ibid.: 2]。

短い説明であるが、示唆に富む一節である。というのも、この一節から、政治学は〈公的領域における現象を扱う〉学問と理解することも可能であるが、他方で、政治学は〈政治を公的領域にかかわる現象として限定的に捉える〉政治を分析する学問であるとも理解できるからである。そして、フェミニズム理論は、後者の意味における政治学的アプローチから、前者に傾斜する既存の政治学を批判してきたといってよいであろう。換言すれば、公私二元論を——とりあえずにせよ——前提に、公的領域における事象としての「政治」を考察対象にしてきた既存の政治学に対して、フェミニズム理論は、公私の境界を歴史的・文化的に形成し、人びとのアイデンティティや行動パターン・思考パターン、人間像・世界観・価値観をも規定してきたものこそを「政治」と考えてきた。さらに言えば、フェミニズム理論は、政治学において通常扱われている現象だから公的領域としてみなされている / みなされてきた、その事象そのものもつ権力性・政治性を問い返してきた。すなわち、フェミニズムにとって政治は、公私の領域いずれかに属しているようなものではなく、公私を貫く、あるいは構造化する力だと理解されるようになった [ex. 岡野 2002: 第一章]。

2. 政治学とフェミニズム理論

たとえば、フェミニストによる「政治」の捉え方の嚆矢として、スーザン・オウキンによる『政治思想のなかの女——その西洋的伝統』（1979）をみてみよう。本書は、プラトン『国家』における家族の社会化という問題提起が、その後、西洋政治思想史のなかで一貫して否定されてきたことに注目し、西洋政治思想史における女性が、アリストテレスからジョン・スチュアート・ミル、そしてタルコット・パーソンズにいたるまで、機能主義的に理解されてきたことを批判した。フェミニズム政治思想史の古典ともいえる本書が下した次の結論は、現在もなお大きな意義をもっている。じっさい、以下本稿の3節でみるトロントらの議論の射程もオウキンの提示した問題を引き継ぎ、発展させたものであるといっても過言ではない。

プラトンのセカンドベスト都市国家、アリストテレスが好んだ都市国家、ルソーの堅く結束した民主共和国、そしてミルのリベラル国家にあっても相当程度において、公的生活の領域は多くの重要な点において、家族という私的領域があるからこそ成り立っている。すなわち女の役割と生き方を定義づけ、女を経済および公共生活の世界への参加やそこにおける地位から排除するような家族という私的領域が必要になる。女を人間として平等な存在とみなし、女を公的領域への平等な参加者とみなす理論は、いずれも家族構造や家族内の役割および責任配分について大きく考え方を変更しなければならないのである [Okin 1979: 281/ 220]。強調は引用者

オウキーンが読み返す『国家』以降、政治哲学者たちは家族について省察し、近代以降、男性については自然の名の下に、自由で平等な地位が確立されていくのに対して、ルソーに顕著にみられるように、女性たちは、家庭内での果たす機能によって、その価値が決定されてきた。すでに40年前オウキーンは、それを批判して、家族内の責任配分について再考することをフェミニズム理論の一つの課題とした。非常に大雑把な言い方をすれば、リベラリストらしく——すなわち、公私の領域は確保しつつ、私の領域にも個人の平等を導入する——、家族構成員間の平等化を、あるいは家族の民主化を提唱したのであった。

政治は公私の境界設定に深くかかわり、フェミニズム理論はその政治性をめぐって多くの議論を蓄積してきた。ではここで、政治学教科書に再度目を移し、教科書がどのように公私二元論を論じているかを概観してみよう。特徴として現れてくるのは、まさにオウキーンが着目した家族の機能について、すなわち、ケアをめぐる議論について多くの教科書が触れている点である。

〔川出・谷口 2012〕では、〈個人的なことは、政治的である〉という標語に象徴される第二波フェミニズム——ケイト・ミレット『性の政治学』¹——に触れた後、その一例として、キャロル・ギリガンの『もうひとつの声』が紹介されている。「人間は具体的な相互依存、配慮関係の中で生きているのである。こうした関係を重視する「ケアの倫理」は、一見普遍主義的で中立的だが、実際には成人男性を中心とする価値観が優勢な自由民主主義の倫理観を根底から問い直す」〔ibid.: 201〕、と。

また、『現代政治理論』、第8章「フェミニズムと政治理論」において、井上匡子はいかにフェミニズム理論が政治理論に寄与してきたかを詳細にしている。井上が注目するのは、フェミニズムが公私二元論批判を経て、公私という二つの領域の再編を迫っていることである。「この区分を越境したかたちでの問題提起は、公私の区分そのものを必ずしも否定するわけではない。これは、第二波フェミニズムに関する最も大きな誤解の一つである。フェミニズムが求める公私の概念の見直しや流動化は、すべての個人的なことを公的な事柄の中に解消してしまうことを主張しているのでは決してない」〔井上 2012: 217〕。そして、これまで自明のようにみなされてきた〈公的な討議にふさわしい事柄〉を問い直す一つの契機として井上が着目するのも、ケアと深くかかわる「親密圏」である²。つまり、これまで私的領域で担われてきた家事や育児、介護などの機能をいかに社会的に担っていくかという問いが、現代社会において重要な論点となっているとする。

同様に、〔荻部・宇野・中本 2011〕では、本書を締めくくる最終項が「新しいジェンダーの政治」と題された項であり、つぎのように締めくくられている。

このように、家族や社会の中で古い男女の性別分業が崩れてきているとき、新しい「私」のあり方に応じて「公」の政治が変わっていくのも、当然である。そもそも、ジェンダーの領域にとどまらず、民主主義のダイナミズムの中で、「個人的なものは政治的である」、つまり一人一人の個人の問題が「私」の問題にとどまらず、「公」の問題となってきた。そしてまた、「日常的な政治 (lively politics)」が、国家の政治の中心課題となりつつある。「政治はおじさんの世界」という古い常識にチャレンジして、より多くの女性や若者が政治の担い手として登場するならば、主体の変化に応じて「政治の中身」と「政治の方法」も変わっていくだろう。そうした意味で、21世紀の「熟議デモクラシー」への流れの中で、「ジェンダーの政治」には、ますます大きな期待が寄せられている〔ibid.: 295-296〕。

3. フェミニズム理論がもつ批判力の在り処

21世紀に入り、日本でもようやく政治学（教育）のなかに、フェミニズム理論、ジェンダーの政治といった視点が導入されて久しい。ここまで簡単ではあるが概観してきたように、まさに第二波フェミニズム以降、批判されてきた家族領域、とりわけ性別役割分業、そしてケア労働をめぐって、政治学的に考察される必要性と、民主主義の再生のために「期待が寄せられている」とさえ論じられるようになった。

しかし、ここで再度、冒頭の「政治」の説明を確認してみよう。政治は、「政治を公的領域にかかわる現象として限定的にとらえる（裏を返せば、私生活を非政治的領域としてとらえる）ことから」始まるのだ。すでに触れたように、フェミニズムはこの政治こそを批判の遡上にのせる。ここでいう批判とは、かつて筆者がウェンディ・ブラウンを引用しながら論じたように、「私生活を非政治的領域としてとらえる」政治を単に虚偽意識として否定するのではなく、むしろ、なぜ、いかにそうした政治が強固に維持されてきたのか、その物質的な条件とはなぜかと問う、マルクス主義における批判に近い [岡野 2018]。ブラウンによれば、「批判とは、現実に対する歴史必然的な神秘化、すなわち、不自由で、不平等で、不幸な存在のありようによって要請される神秘化を前提としている。そして、批判は、その神秘化を科学的に解くことを約束する」 [Brown 2013:6]。

したがって、フェミニズム理論の政治学批判とは、これまで「私」の問題であったものが、どのような歴史を経て「私」の問題として片づけられるようになったのか、そのことによって、どのような「不自由で、不平等、不幸な存在」が神秘化されることによって、民主主義の名の下で、政治から排除されてきたのかを問うことであり、また、いままぜ、「私」の問題であったものが、どのような政治の力によって、「公」の問題へと再編されようとしているのか、そうしたことを問うべきではないか [cf. 武田 2016] ⁱⁱⁱ。そうした批判を経ず、これまで私的であったものが、公的領域へと「格上げ」されることで、民主主義が活性化されると考えることは、政治のもつ、人間観、世界観、そして「私」をも作り上げていく権力にあまりにも無頓着すぎるのではないだろうか。

たとえば、やはりケアの倫理を政治学教科書で取り上げる田村哲樹は^{iv}、「ポスト公私二元論の規範的構想」という項において、つぎのように、フェミニズムがとりうる構想を三つに分類している [新川・大西・大屋根・田村 2017: 268-271]。

第一は、フレイザーによる規範的ケア提供者モデルであり、筆者の理解では、この構想は、オウキンによるリベラルな提案に近い。すなわち、「家族内の役割および責任配分」の見直しによって、男性の変化によってあらゆるひとがケア提供者になるべきだという。第二に、「ケア共同性論」であり^v、人間像の見直しにより、「現実にはケアを通じた依存関係にある人々の生活がいかにして正当なものとして保障されるか」を問題にする。この第二の構想によれば、私的領域の再評価が必要とされる。そして、第三に、田村自身の構想として、「政治」を「集合的な問題解決のための決定を行なう」と定義し^{vi}、そうした政治観から、「私的な」関係性の中で生じる「政治」も、国家レベルで行なわれる「政治」と同じだということも、不可能ではない」として、次のように述べる。

もしもこのような意味での政治が行なわれるのであれば、そのとき、これまでは自明と思われていた男女の不平等な関係がその自明性を失い、見直される可能性が生じていると考えられる。たとえば、妻が夫婦間での家事の分担のあり方について見直しを求める声を上げたとしよう。そのことで夫婦間に対立が起こるかもしれない。しかし、家事分担の見直しを求める妻の声は、これまでの自分たちのあり方が自明ではないということ、したがって別の分担の可能性があるということをも明らかにする。もちろん、このような「政治」がどのような結果をもたらすかについて、確実なことはいえない [ibid.: 271]。

田村が提示する第三の構想は、ケアの倫理を政治の原理の一つとして構想しようとしてきた筆者からすると、既存のケア配分を中心とする、公的領域と私的領域を構造化し、ケアに依存する者やケア提供者の多く、そしてケア関係にある者たちの一部——ケア関係にありながらも、ケア実践を担う責任から自由な「無責任な特権者」は含まない——を公的領域から排除している現在の政治状況をさらに強化するようにみえる。田村自身も、[田村 2017] においては、親密圏の構造的特性である非公開性、非制度性、そして不平等性に言及して、熟議が困難となる理由について丁寧に論じていることをみれば [ibid.: 169-170]、これは決して田村の意図することではないだろうが、「このような「政治」がどのような結果をもたらすか」は、ケア配分についての「政治」をむしろ狭く私的領域での討議や熟議に閉じ込めることで、逆に自己責任論を強化することになるのではないだろうか。熟議民主主義を規範理論として掲げる田村が、むしろ新自由主義に近づくように思えるのは、筆者だけであろうか。

現状の公私二元論がどのように政治的に形成されてきたかが問われることなく^{vii}、そしてそうした政治をまさに生きている二人——が想定されているのであろう——が、熟慮するならば、多くの場合、もっとも合理的に、現在の政治文化——日本の場合は戸籍制度に強く規定されてきた法制度や法意識を含めて——、既存の諸制度、一般社会の反応、労働市場の状況、家計を勘案し、現状を反映した同意がなされるであろう^{viii}。もちろんその同意をめぐるのは、稼ぎ手の働き方を変える、家族構成そのものを見直す、地域のケア政策を共に考えようと隣人を巻き込むといった様々な選択肢に開かれているのかもしれない。実際、田村自身、そうした可能性を論じている [田村 2017: 172-180]。しかし、フェミニズム理論は、そうした変革に向けた活動の負担を課せられる多くが、なぜ私的領域で主に生きざるを得ない者たちなのかを問おうとしてきたのではないか。

本稿の最後に、田村が触れない第四の——筆者はじつは、こうした構想に近いので、田村の分類にしたがえば第二の構想に含まれるかもしれないが——「ポスト公私二元論の規範的構想」に簡単に触れておきたい。それは、ジョアン・トロントによる「ケアする民主主義 Caring Democracy」の提起である [Tronto 2015, 2013, 1993] ^{ix}。トロントもまた、ギリガンによる『もうひとつの声』を批判的に継承しつつ、ケアの倫理を——「ケアの倫理」は、本質主義なのか、文化中心主義なのかといった——ジェンダー問題として捉えることから離れ、女性たちが異なる声を発する要因を、社会的・政治的に考察するべきだと提案する [Tronto 1987]。すなわち、ケアの倫理に示される、他者を傷つけないこと、関係性を維持しようとする、一見すると利他的な志向を優先すること、権利主張は自己中心的だと感じてしまうことなどは、社会的に従属を強いられてきた人びと、無力に苛まれる人びとに特徴的なのではないかと問い直した。

すると、そこには歴史的にマイノリティがとってきた二つの戦略が開かれる。一つは、虐げられ、私的領域に閉じ込められてきたからこそ、こうした態度・傾向性が多くみられたのだから、マイ

ノリティにも公的領域への平等な参加を認めることで、そうした差別は解消されるはずであるという主張。すなわち、伝統的なリベラル・フェミニストたちのとった戦略である。二つ目は、虐げられてはきたが、そこで培われた文化や活動は、いわゆる主流のものに劣るわけではないのだから、その価値を認めて、公的な存在として認めよという主張。つまり、伝統的に——とりわけ、母性主義の強かった合衆国でとられた——母性主義の主張である。おそらく、田村のいう第二の構想は、ここに相当するのであろう。しかし、トロントはこのいずれの戦略も必ず失敗すると論じる。なぜなら、フェミニズム理論を悩ましてきたこの、〈平等「か」差異〉の議論は、いずれにせよ、周縁から中枢へと近づこうとすることに変わりなく、社会変革にはつながらないからだ。トロントは、フェミニズムが取り組むべき問題は、そもそも、なにか公的問題であるかを決定し、そこから排除された問題が私的問題だと認識される、この構造だという。

多くの場面において、公的な道德の輪郭によって、私的な道德の形も決まる。そして、私的なもの境界が引かれるのが、公的領域においてであることは確かなのだ。[…]もし、普遍的で同意された社会の規範が、離婚を許さないのであれば、離婚をめぐる個人的道德的ディレンマを表明していた女性は、いかなる道德的なディレンマにも苛まれることはなかったであろう。なにか正しく、なにか間違っているかについての境界はすでに固定されているのだから、その女性は、離婚は間違っているのだと、知っていることになるからである [ibid.: 654]。

ケアの倫理は、こうした構造の問題に取り組もうとしてきた。トロントによれば、ケアの倫理を理論的に鍛え上げるためには、ケアの倫理をまず道德論の歴史のなかに、すなわち、政治的社会的背景のなかに位置づけなければならない。『道德の諸境界』の第一部で彼女は、公的な道德が、カント的な「普遍化可能で、立場の互換性から構成される道德と、規範的な一般倫理原理」こそが「正義」として理解されていく政治的背景をたどっていく。そのなかで彼女が発見するのは、そうした正義論の確立を支え、そして正義論からは排除される「家族」であった⁴。

18世紀までは、(貴族の)徳と政治が結びついていた公的領域は、18世紀後半になると、資本や自己利益の拡大によって発展をめざす資産家たちの経済活動と、逸脱した行為を監視することで秩序を保とうとする行政国家へと変化しつつあった。どんどんと資本が拡大しびとが文字通り流動化する一方で、公的領域において失われつつある徳や、感情や情念を育み陶冶する場の必要性が認識されるようになった。さらには、ひとびとが変動する社会の流れから身を引き、疲れた体を休め、自らの存在を確かめられる場も求められた。家族はそうした領域として18世紀に新たに発見され、そして、それまでの家長を中心とした経済的な活動の場であった世帯は、私秘的で親密な家族へと変貌していく。それにしたいが、女性たちの活動の場は、そうした家族こそがふさわしいという規範も構築されるようになる。有名なルソーの言葉でいえば、女性は、男性を喜ばせ、男性の役に立ち、男性に愛され、男性が幼いときには教育し、大人になったときに世話をやく、そうした存在として期待されるようになる。いや、もっと正確に言えば、公的な領域から法的に、時に暴力を伴う強制力によって排除され、家族のなかへと文字通り「封じ込め」られたのだった。

現在の公私二元論はこうした大きな政治社会の大転換のなかで構築され、人間活動のなかで「ケア」と認識される活動は、その活動が実際に担っている政治的な役割にも関わらず / 役割ゆえに、

二級市民、あるいは外国人といった、十全なシティズンシップを認められていない者に担わされ続けたのである。1990年にトロントとベレニス・フィッシャによって定義されたケア実践は²¹、あまりに定義が広すぎるとして批判もされてきたが、それでもなお、次のような政治的意義をもっている。

第一に、その実践は、他者間の相互行為に限定されず、環境や対象物に対する働きかけを含んでいること。第二に、ケアがこれまで母子関係に限定されて考えられがちであったのに対して、ほとんどの文化において、ケアは社会的政治的に機能していることを明らかにしていること。さらに、母子関係としてケアが捉えられることによる美化を避け、またケアを生物学上の母の責任へと還元してしまわないことが可能になること。第三に、ケア実践がどのような活動なのかは、文化的・歴史的に規定されてきたのであって、したがって文化によって異なることを示していること。第四に、ケア実践は進行形、すなわち、一つのケア実践が単発で終わるのではなく、時間的にも空間的にも拡がりをもつプロセスであることを示していること。したがって、ケアは実践であると同時に、継続して行なうことによって人びとが身につけていく、ある傾向性としても捉え返される。こうした特徴の全体からわたしたちは、現在「ケア」として認識されている実践は、社会の中心を構成する人々の活動「以外」の実践として不当に囲い込まれていることに気づかざるを得ないだろう。

たとえば、女性の労働はなぜ市場での評価が低いのかを問うなかで比較されるように、車を整備する者と幼児を保育する者について考えてみよう。トロントの定義からすれば、ケアの対象が異なっているとはいえ、いずれもケア実践の一つであるにもかかわらず、現在、車の整備は、ケア実践としては認識されない。明らかにケア実践といえる活動であっても、主な担い手が男性であるかぎり、その活動は公的領域において評価され、ケアとは認識されなくなる [Tronto 2005: 141-142]。実際、18世紀に「内政」と呼ばれていた仕事は、「そうした「ケア実践とみなされない」ケア——すなわち、実際にはケアに他ならない「男性の仕事」」であり [ibid.: 142]、現在では、公衆衛生、安全、そして教育までも含むようになった。公教育の導入が議論されたさい、さほどの反対がなかった理由として、トロントは教育の主な担い手が男性だったことを挙げている。

こうして、ケア実践に着目することで、トロントは社会がどのように構造化されているかを認識できると考える。またわたしたちは、政治がどのようにケア実践を捉えているかを分析することによって、ジェンダー、人種、民族、年齢、能力を軸に人びとをいかに統治しているかを理解できる。さらに、ケアとして認識されない活動に従事している者たち——とりわけ、生産と安全保障——が、いかに自らの行動パターンや思考を特権化し、政治権力の中心に位置づくことで、ケアに対する責任を果たさなくてよい、特権的な無責任を享受しているかといった批判も可能となるだろう。

トロントがケアの倫理を政治理論へと鍛えるなかで提起する構想は、政治そのものの見直しである。すなわち、現在ケア実践に実際に携わる者——ケア提供者——を私的領域、あるいは社会の周縁に追いやる決定を下しているのが、ケア責任を免れる特権を享受している、公的領域の中心に存在する者である、という、この公私二元論の安定を支えている政治をそもそも定義し直さないといけない、と訴えるのである。

まとめ 政治を問い直す

トロントは、近年、学際的・国際的なケア研究のネットワークを牽引しながらⁱⁱⁱ、民主主義の再定義を積極的に提案している。

民主的な政治とは、ケアに対する責任配分、そして民主的な市民がそうした責任配分に可能な限り参加できるよう保障する責任の配分を中心にすべきである [Tronto 2013: 30]。

トロントの議論がわたしたちに示すのは、ケアに対する責任配分は政治によってなされてきた一方で、そこにジェンダー秩序やレイシズムが利用されることによって、その政治性がみえなくなっていること、そして、そうした政治の現場で、民主主義の価値である自由や平等を主張し得ないひとびとが生み出されてきたという事実である。ケアの倫理に強く影響されたフェミニストたちは、ケア実践を歴史的・政治的文脈のなかで注意深く読み解こうとすることによって、そこに働いている政治を見いだしてきた。まさに政治が始まる場をそこにみていると言い換えてもよいであろう。

近年の政治学教科書を概観すると、学生の語る政治学の難しさは、「公的領域にかかわる現象として限定的にとらえる（裏を返せば、私生活を非政治的領域としてとらえる）ことから」始まる政治そのものが、いまだ分節化されていないことに起因するのではないか。すなわち、政治学の教科書が語る国家や市民、そして個人を捉えて離さない政治の現場をいまだ、わたしを含め多くの政治学者が語りえていないのではないか。フェミニズム理論による政治学批判とは、まさにそうした政治の現場を分節化しようとする試みといっても過言ではないだろう。

i 現在のフェミニズム理論に多大な影響を及ぼしたラディカル・フェミニズムの古典、1970年に合衆国で公刊されたケイト・ミレットの『性の政治学』の一節を引用しておく。「生得の権利によって統治する集団は、急速に消滅しつつあるが、にもかかわらず生まれによる一つの集団を、別の生まれによる集団が支配するという、古くからある普遍的図式が一つ残っている——性の分野にはびこっている図式がそれである」[Millet 1970: 24/ 71]。ミレットの著作がラディカル（根本的・急進的）・フェミニズムの古典と呼ばれる所以は、女性の公的領域への進出、とくに参政権獲得を目的に掲げた第一派フェミニズム運動を批判し、むしろ極私的、人前からは隠されてあるべきとされた具体的なセクシュアルな男女関係の中に、社会の男性支配を当然視する力学が働いていることを見抜いたからである。彼女が推進しようとするフェミニズム運動は、「[女性たちの——引用者補] 地位、気質、役割を条件づける過程そのものを打ち破るほど深く根本的に（ラディカル）、家父長制イデオロギーに挑戦すること」である [ibid.:85/ 166]。

ii 「親密圏」について井上は、「かつて私的領域とよばれた「市場」と区別するためであるが、より重要には、これまでのプライバシー論との違いを明確にするためである。すなわち、これまでプライバシーは主に家族それも婚姻家族を単位として考えられてきた」と説明している [井上 2012: 218]。

iii たとえば、武田宏子は、2001年度版国民生活白書と2002年に内閣府が配布した『暮らしと構造改革』ハンドブック』に着目し、いかに「家族」が一連の雇用分野における構造改革のなかで政治的課題に浮上したのかについて、以下のように分析している。「家族に関する「構造改革」政策の主要な関心は、選択や自律性の強調、雇用の柔軟化、ケア労働の外部化・商品化といった新自由主義的原則に基づく経済領域の再編成であり、こうした観点に基づき、社会保障、税制、雇用政策など人びとの日常生活に深く関わる制度の改革が実際に進められた」。「2000年代初めに日本で進められた「構造改革」が、その新自由主義的な出自にもかかわらず、家庭内の家族関係やジェンダー役割、さらに女性の主

- 体性のあり方といった問題にまでその触手を伸ばしたのは、経済グローバル化が進む中で国家の調整能力の重要性を意識してのことであると考えられる。[...] その最重要事項が「起業家的な自己」の涵養、言い換えれば、各人が現在の経済的合理性に適合する形で、「生産的な主体であること」を促すことであった」[武田 2016: 136-138]。
- iv 田村のこれまでの業績は、日本の政治学会にフェミニズム理論を導入することに大いに貢献してきた。そうした田村の貢献に筆者は、大いなる敬意を抱えていることを付記しておく。筆者が理解する田村の現時点におけるフェミニズム理解については、[田村 2009, 2017]を参照。
- v ここに[岡野 2012]の議論が取り上げられているが、筆者が監訳した[キテイ 2010]も含め、「共同性論」という呼称については、語弊があると考えている。なぜなら、母子対に代表されてきたケア関係における軋轢の隠蔽、ケア提供者の労働の過小評価、彼女/かれらの社会的地位の低さ及び、公的領域からの排除を成立させているのが、ケア関係にある者たちに対する「共同幻想」だからである。報告者の議論について、あえて名称をつけるとすれば、「ケア関係論」であろうか。
- vi 田村によれば、フェミニズムにおける公私二元論批判は、政治の再検討のさい、政治を権力・支配・暴力の要素によってのみ捉え、政治を狭く捉えすぎている。
- vii その経緯については、本稿の主旨を離れるのでここで詳細にはしないが、日本政治における公私に働く政治については、[Miura 2012]、[武田 2016]に詳しい。また、そうした観点に敏感な教科書については、[三浦 2018]を参照。
- viii こうした田村の議論で筆者がつねに想起する経験がある。学部時代に熱心にジェンダー論を受講してきた卒業生から、婚姻の挨拶があり、そのさい、彼は、二人で話し合った結果、彼女の意志を尊重して彼女に氏の決定をしてもらったという。そして彼女は、彼の氏を選択した。98%といわれる夫姓への妻の改姓は、私見にすぎないが、多くの場合は、二人の熟慮の結果ではないのだろうか。
- ix ジョアン・トロントについては、管見のかぎり日本ではほとんど紹介されていないが、[岡野 2012]、あるいは最新の議論としては、[杉田 2019]を参照。
- x トロントによれば、スミスに代表される道徳感情論が、カント的な普遍的原理によって一掃される背景が存在する。「政治と道徳が共に結びついているという理解から大きな転換が起こった。ある意味で、イマヌエル・カントが、人間の道徳性を、人間存在のなかで唯一信頼できる、不変の特徴である理性に基礎づけたのは、状況づけられた政治的秩序に特有の道徳的価値に対する信頼がこうして崩壊したことの、一つの論理的な帰結だった。そして、18世紀後半以降、なにが善き道徳理論を構成するのかというカントのモデル、すなわち「道徳的視点」は、ほとんど批判もなく、道徳性は規則という形での普遍的な基盤が必要であるという考えに基づいたままである。唯一の善きものは、純粋な善意であるというカントの見解は、奇妙なまでに独自のものにみえる。ではいったい、そうした善意はどこから現れるというのだろうか。多くの思想家たちは、世帯のなかに徳のもう一つの根の在処をみいだすことができた。そして、世帯のなかを仔細にみたとき、18世紀後半のもう一つ別の目的にとって便利な、徳と道徳感情をもみいだした。その目的とは、[世帯の中への]女性の封じ込めである」[Tronto 1993: 51]。
- xi 「もっとも一般的な意味において、ケア実践は人類的な活動 a species activity であり、わたしたちがこの世界でできるだけよく生きるために、この世界を維持し、継続させ、そして修復するためになす、すべての活動を含んでいるとみなされるべきだと提案したい。世界とは、わたしたちの身体、わたしたち自身、そして環境のことであり、複雑な、生命を維持するための網の目へと、わたしたちが編みこもうとする、あらゆるものである」[Fisher and Tronto 1990: 40]
- xii 近年、欧米を中心に、ケアの倫理、あるいはケアワークに関する研究ネットワーク作りが盛んに行なわれている。ケアの倫理研究については、2018年に、ケアの倫理研究コンソーシアムが合衆国を中心に立ち上げられ、創設記念大会がポートランド大学にて開催され、2020年にはカナダ、オタワ大学での大会が予定されている。本コンソーシアムの創設については、ジョアン・トロントが発案、構想に中心的な役割を果たしている。<https://care-ethics.org/>。
- 他方で、オランダでは、ケアの倫理ヨーロッパ・ネットワークが創設され、充実したサイトが運営されている。そこでは、各国でのシンポジウムや研究者の動向が紹介されている。<https://ethicsofcare.org>。
- また、ケアワーク研究に関しては、マサチューセッツ大学を中心に、グローバル・ケアワーク・サミットが隔年で開かれ、2019年にはカナダ、トロント大学にて開催された。

参考文献

井上匡子 2012「フェミニズムと政治理論」川崎修・杉田敦編『現代政治理論』新版(有斐閣アルマ)所収。

- 岡野八代 2002 『法の政治学——法と正義とフェミニズム』（青土社）。
- 2012 『フェミニズムの政治学——ケアの倫理をグローバル社会へ』（みすず書房）。
- 2018 「フェミニズムとリベラリズムの不幸な結婚？——日本軍性奴隷制問題をめぐる反動に抗して」『現代思想』46巻2号。
- 加茂利男 「政治学のアイデンティティ」1998 加茂・大西・石田・伊藤著 『現代政治学』（有斐閣アルマ）。：10-11。
- 川出良枝・谷口将紀編 『政治学』（東京大学出版会、2012年）。
- 菊部・宇野・中本編 『政治学をつかむ』（有斐閣、2011年）。
- キテイ、エヴァ・フェダー 2010 牟田・岡野監訳 『愛の労働あるいは依存とケアの正義論』（白澤社）。
- 杉田竜也 2019 「『政治』は『弱さ』と向き合うことができるのか——ソーシャル・キャピタル論の批判的考察」辻中・山内編 『ソーシャル・キャピタルと市民社会・政治』（ミネルヴァ書房）。
- 武田宏子 2016 「親密性をめぐるせめぎあい——政治経済の構想変革と家族 / ジェンダー」グラッグ・五十嵐編 『思想史としての現代日本』（岩波書店）。
- 田村・松元・乙部・山崎 『ここから始める政治理論』（有斐閣、2017年）。
- 田村哲樹 2017 『熟議民主主義の困難——その乗り越え方の政治理論的考察』（ナカニシヤ出版）。
- 2009 『政治理論とフェミニズムの間——国家・社会・家族』（昭和堂）。
- 新川・大西・大屋根・田村 『政治学』（有斐閣、2017年）。
- 山崎望・山本圭 2015 『ポスト代表制の政治学——デモクラシーの危機に抗して』（ナカニシヤ出版）：6-7
- 三浦まり 2018 「安心社会とケア」三浦・上神編 『日本政治の第一歩』（有斐閣）。
- Berenice Fisher and Joan C. Tronto 1990 “Toward a Feminist Theory of Care,” in *Circles of Care: Work and Identity in Women’s Lives*, ed. Emily K. Abel and Margaret Nelson (Albany, NY: SUNY Press).
- Brown, Wendy 2013 “Introduction” to T. Asad, W. Brown, J. Butler, S. Mahmood, *Is Critique Secular?: blasphemy, injury, and free speech* (NY: Fordham University Press).
- Gilligan, Carol 1982 *In a Different Voice: Psychological Theory and Women’s Development* (Harvard: Harvard University Press).
- Millet, Kate 1970 *Sexual Politics* (NY: A Touchstone Book). 藤枝・加地・滝沢・横山訳 『性の政治学』（ドメス出版、1985年）。
- Miura, Mari 2012 *Welfare Through Work: Conservative Ideals, Partisan Dynamics, and Social Protection in Japan* (Ithaca, Cornell University Press).
- Okin, Suzan M. 1979 *Women in Western Political Thought* (Princeton: Princeton University Press). 田林・重森訳 『政治思想のなかの女——その西洋的伝統』（晃洋書房、2010年）。
- Tronto, Joan C. 2015 *Who Cares?: How to Reshape A Democratic Politics* (Ithaca, London: Cornell University Press).
- 2014 “Moral Boundaries After Twenty Years,” in *Moral Boundaries Redrawn: The Significance of Joan Tronto’s Argument for Political Theory, Professional Ethics, and Care as Practice*, eds. by Gert Olthuis, Helen Kohlen, Jorma Heier (Leuven: Peeters).
- 2013 *Caring Democracy: Markets, Equality, and Justice* (New York: New York University Press).

- 2005 “Care as the Work of Citizens: A Modest Proposal,” in *Women and Citizenship*, ed. by Marilyn Friedman (Oxford: Oxford University Press).
- 1993 *Moral Boundaries: A Political Argument for an Ethics of Care* (New York, London: Routledge).
- 1987 “Beyond Gender Difference to a Theory of Care,” *Sings: Journal of Women in Culture and Society*, Vol. 12, No. 4 (1987 Summer): 644- 663.